

令和3年度 第7回吉川区地域協議会次第

日時：令和3年9月9日（木）午後6時30分
場所：吉川コミュニティプラザ 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

- (1) 会長報告
- (2) 委員報告
- (3) 事務局報告

4 協議事項

- (1) 「上越市過疎地域持続的発展計画（案）について」の諮問に対する答申について
- (2) 自主的審議事項（公民館を含む地域活動の促進と施設の有効活用について）
- (3) 分科会の検討報告等について
- (4) 地域協議会だより（号外）の発行について
- (5) その他

5 総合事務所からの諸連絡について

6 そ の 他

- ・次回地域協議会の日程調整

月 日（ ） 時 分から

吉川コミュニティプラザ

7 閉 会

(正副会長案)

平成3年8月31日

(宛先) 上越市長

吉川区地域協議会
会長 山岸 晃一

上越市過疎地域持続的発展計画（案）について（答申）

令和3年7月29日付け上自第27069号の6で諮問のあった、諮問第78号：上越市過疎地域持続的発展計画（案）について、下記のとおり意見を付して答申します。

記

上越市過疎地域持続的発展計画（案）については、吉川区の住民の生活に及ぼす影響という観点を鑑み、適当と認めます。

ただし、吉川区に関わる本計画の具体化時、及び第7次総合計画策定時には、当地域協議会と十分協議をすること。

(関澤委員案)

平成3年9月1日

(宛先) 上越市長

吉川区地域協議会
会長 山岸 晃一

上越市過疎地域持続的発展計画（案）について（答申）

令和3年7月29日付け上自第27069号の6で諮問のあった、諮問第78号：上越市過疎地域持続的発展計画（案）について、下記のとおり意見を付して答申します。

記

上越市過疎地域持続的発展計画（案）については、吉川区の住民の生活に及ぼす影響はないものと認めます。

ただし、上越市過疎地域持続的発展計画の運用にあたり、吉川区民の生活基盤の安定と持続的発展に留意することを申し添えます。

(片桐委員案)

平成3年9月2日

(宛先) 上越市長

吉川区地域協議会
会長 山岸 晃一

上越市過疎地域持続的発展計画(案)について(答申)

令和3年7月29日付け上自第27069号の6で諮問のあった、諮問第78号：上越市過疎地域持続的発展計画(案)について、下記のとおり意見を付して答申します。

記

上越市過疎地域持続的発展計画(案)については、吉川区の住民の生活に及ぼす影響という観点を鑑み、適当と認めます。

ただし、吉川区に関わる本計画の具体化時、及び第7次総合計画策定時には、当地域協議会と十分協議をすること。

片桐委員、v. 53 「(資料12添付) 本計画」と同意 27069号 答申案に同意

23. 9. 2.

片桐 利男

「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について

令和3年8月
上越市自治・地域振興課

1 概要

- ・第4期地域協議会委員へ依頼した「地域協議会に関する意識調査」について、回答の傾向から改善を要すると考えられるもののうち、市及び各地域協議会として比較的速やかに取り組むことが可能な項目を整理しました。
- ・中長期的な検討を要すると考えられるものについては、回答の内容から課題を整理し、市において令和6年の次期委員改選を目途に検討を継続します。

2 調査結果を受けた取組について

各設問の回答について、「具体的にどのような部分、分野に対するものか」の観点から細分化して整理し、回答が多かった主な項目について、短期的に実施が可能な取組と中長期的に検討を要するものに分類しました。

2-1 短期的に実施が可能な取組

(1) 市が取り組むこと

ア 周知について

アー1 主な回答

- ・委員の活動について、仕事や家庭等との両立が難しかった。
- ・協議会の会議を優先させてもらえるよう、職場等に理解を求める工夫をした。
- ・協議会制度の認知度を上げる努力をもっとしてほしい。
- ・自主的審議における地域課題の解決には、地域団体の協力が不可欠

アー2 市の今後の取組

- ・委員の求めに応じ、委員の勤務先等に委員活動への理解と協力依頼の文書を発出するなど、委員の勤務先等から理解や配慮をいただける環境づくりを行います。
- ・各地域協議会だよりによる周知を継続するほか、委員改選時に実施する市広報の特集記事の掲載に限らず、市ホームページやSNSの活用、活動報告会の毎年開催など、自主的審議等協議会の活動や成果等を市民へ広く周知する方法を検討します。

イ 情報共有について

イー１ 主な回答

- ・他地区の地域課題をもっと情報提供してほしい。
- ・議論を進めるにあたっては、他協議会の事例等を交えたらよいと思う。

イー２ 市の今後の取組

- ・空き家対策の審議から「(仮称)安心ノート」の取組につながった(清里区)など、自主的審議から課題解決の取組につながった事例を、議論の参考として地域協議会へ情報提供します。
- ・各地域協議会における議論の内容、答申を受けての市の対応及び各事務局で把握した情報等を事務局間で情報共有し、自らの区で参考になりそうな事案があれば、地域協議会へ積極的に情報提供します。[下線部は市議会提案を反映]
- ・各事務局が可能な範囲で区内の地域団体等の活動計画を情報収集し、地域協議会へ情報提供します。

ウ 元気事業について

ウー１ 主な回答

- ・元気事業について、取り組み方の基本的なイメージや方法等が委員の多くで共有できなかった。
- ・議論を進める上で、元気事業の活用を想定していなかった。

ウー２ 市の今後の取組

- ・「地域を元気にするために必要な提案事業」の目的の理解や認知度を高めるため、当事業を活用した事例を地域協議会へ周知します。
- ・地域協議会での議論の状況を踏まえ、事務局が当事業の活用を検討を提案します。

(2) 各地域協議会において取組の検討をお願いしたいこと

ア 意見交換について

アー１ 主な回答

- ・協議会が地域課題の解消に向けて取り組むためには、地域の団体等との意見交換や情報共有が必要
- ・課題に気づき、自分たちで解決していかなければならないという思いを住民と協議会委員の両方が共有しながら議論を進めることが必要
- ・日頃から協議会と諸団体との風通しをよくしておくことが必要

アー２ 各地域協議会における今後の取組(案)

地域課題の把握・解消に向けた、住民組織、福祉・スポーツ団体、町内会、地域住民、他の地域協議会等との話し合いの一層の活性化 [下線部は市議会提案を反映]

イ 会議運営について

イー１ 主な回答

- ・会議の開催日時が不定期で、予定が立てにくかった。
- ・月１回の会議だけでは取り組むテーマの解消ができない。
- ・毎回１時間程度の協議時間が設定されているが、議論の内容を深めるゆとりがなく時間切れになる。
- ・学習会や先進的地域への研修視察を重視すること。
- ・委員の責務として、全ての議題に対して各委員から必ず発言していただくような会議運営にしてほしい。
- ・協議会に参加してもなかなか発言できなかった。

イー２ 各地域協議会における今後の取組（案）

- ・委員が会議に参加しやすくなるような、開催日時や回数の柔軟な設定
- ・必要に応じて日を改めて協議を行うなど、議論が深まるような運用
- ・自主的審議事項等の議論がより一層深まるよう、議論に必要な情報を得るための視察や研修の積極的な実施
- ・会議の進行を担う会長が全ての委員へ発言を求めるなど、多くの委員に発言の機会を設けるような配慮
- ・分科会やグループワーク等、小規模な話し合いの場を適宜設けるなど、委員が発言しやすい雰囲気づくり

ウ 情報発信について

ウー１ 主な回答

- ・地域住民等から協議会の活動に関心を持ってもらうために「地域協議会だより」を工夫し委員の声などを載せ、より親しみのある内容にしていく。
- ・各地域の取り組み等を定期的に「地域協議会だより」として回覧板でも良いので多数発行し、活動内容を理解してもらう。

ウー２ 各地域協議会における今後の取組（案）

協議会の活動に市民から関心を寄せていただけるように、地域協議会だよりに委員の声や自主的審議の進捗状況等を掲載するなどの工夫

２－２ 市において中長期的に検討を要するもの（主な意見）

① 委員資格について

「職場が区内にある人も委員の対象とする」といった委員資格に関するもの

② 委員の公募公選について

「立候補者や若い人達の応募が少ない」といった公募公選に関するもの

③ 委員の追加・補充選任について

「定員合わせは不要」、「やる気のある人だけで進めるべき」といった委員の追加、補充

選任に関するもの

④ 議論の深化・活発化について

「地域団体との意見交換の枠を超えるオブザーバー制度の導入」といった議論の深化や活性化に関するもの

⑤ 報酬の要否について

「自主参加とはいえ、拘束時間に対する補償が少ない」、「委員になりたくない理由の一つとして費用弁償だけでは少なすぎる」といった報酬に関するもの

上記のほか、「地域活動支援事業」に関して、「地域活動支援事業は根本的な見直しの時期」、「同じ団体だけが毎年申請する状況が続く点の改善」、「補助対象事業の統一」、「地域協議会提案枠の創設」などの意見があったことを踏まえ、地域活動支援事業の在り方や運営に関することについて検討していきます。

また、「地域を元気にするために必要な提案事業」の制度に関して、「面倒」、「使いにくい仕組み」といった意見があったことを踏まえ、地域を元気にするために必要な提案事業の制度の仕組みや活用のしやすさについて検討していきます。 [下線部は市議会提案を反映]

➤地域協議会の制度自体の在り方に係るこれらの意見に対しては、市議会総務常任委員会で予定される提言等を踏まえながら、引き続き市で検討を進めていくこととします。

3 今後の予定

- | | | |
|-------|-----|--|
| 令和3年度 | 8月～ | ・地域協議会に短期的に実施が可能な取組案を示し、各地域協議会で協議 |
| | | ・すぐに取り組めるものから実施するとともに、各地域協議会において取組を検討いただく。 |
| | | ・市で調査結果の分析と中長期的に検討を要する項目の検討を継続 |
| 令和4年度 | | ※市議会総務常任委員会からの提言（予定） |
| | 4月～ | ・市議会からの提言を受けて検討継続 |
| | 年度末 | ・市としての地域協議会の見直し案の確定 |

4 研修について

地域協議会の役割などの研修等が必要と判断される場合は、事務局（総合事務所、まちづくりセンター）との協議をお願いします。

また、委員個人として確認や相談を希望される場合は、事務局へお声がけください。

令和3年9月9日

地域協議会委員 各位

上越市長 村山 秀幸

（市民安全課原子力防災対策室）
（吉川区総合事務所）

令和3年度 新潟県原子力防災訓練の実施について（お知らせ）

日頃、市の防災行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新潟県では、県の原子力災害広域避難計画の検証と原子力災害発生時の避難対応力の向上を図ることを目的に、11月13日（土）に新潟県原子力防災訓練（住民避難等訓練）を行う計画としています。

上越市内では、避難準備区域（UPZ）にお住いの皆様を対象に屋内退避訓練と防災行政無線等による広報活動訓練が行われます。また、訓練にあわせて、市独自に一部地域の皆様を対象とした、安定ヨウ素剤緊急配布訓練やバスによる避難経路所までの移動体験等を行います。

なお、訓練に関し、委員の皆様からの特段の対応は不要です。

記

- 1 訓練内容 回覧文書（裏面）のとおり
（9月21日付で町内会に回覧するチラシと同じものです）
- 2 その他 屋内退避のポイントと訓練当日の流れを確認していただくため、全戸配布用の「屋内退避対応マニュアル」を広報上越11月号とあわせてお届けします。

■ 問合せ先

吉川区総合事務所 総務・地域振興グループ

担当：飯塚

電話：025（548）2311

<町内の皆さんへ>

令和3年度

新潟県原子力防災訓練 のお知らせ

上越市に関連する訓練は次のとおりです。
住民の皆さんの積極的な参加をお願いします。

日時

11月13日(土) 午前8時30分から午前9時30分(予定)

対象地域

柏崎刈羽原子力発電所から概ね5～30km圏内に含まれる避難準備区域(UPZ)

〔**柿崎区の全域、吉川区の全域、大潟区雁子浜・内雁子町内会**
大島区板山・田麦・竹平・藤尾町内会、浦川原区小麦平町内会〕

訓練内容

UPZの全地域が対象

- ① 屋内退避訓練
- ② 広報活動訓練

- ・当日、防災行政無線や広報車による屋内退避の呼びかけを行います。
- ・各家庭で屋内退避を実施してください。
- ・屋内退避のポイントや訓練当日の流れを確認していただくため、「屋内退避対応マニュアル」を広報上越11月号にあわせて、全戸配布する予定です。

一部地域が対象

- ③ 安定ヨウ素剤緊急配布訓練
- ④ バスによる避難経路所までの移動体験
- ⑤ スクリーニング及び簡易除染の体験

①、②の訓練終了後、吉川区下中条、代石、小苗代、東鳥越、片田、三ヶ字、二ヶ字、下町、原之町、大乘寺町内会を対象に、上記③～⑤の訓練等を実施します。

(問合わせ先)

吉川区総合事務所 総務・地域振興グループ
電話 025(548)2311